

第2回ラブホテル建築等規制審議会議事録

日時：平成26年12月24日（水曜日）午後2時～3時20分

場所：長岡京市役所南棟2階会議室2

出席委員：川口委員、赤井委員、谷尾委員、西村委員、小泉委員、秦委員、川浪委員、下平委員

欠席委員：三宅委員

事務局：佐々谷建設交通部長、岩崎建設交通部参事兼まちづくり政策監、山口建設交通部参事兼都市計画課長、鶴野総括主査、島津総括主査、耳川技師、中出総括主査

傍聴者：なし

議事：

1.開会

- ・ 開会、審議会の成立、及び傍聴者の報告（以上事務局より）
- ・ 市長あいさつ

2.会長の選出

- ・ ラブホテル建築等規制条例施行規則第12条の規定に基づいて、川口会長、三宅副会長を選出
- ・ 会長あいさつ

3.議事（概要版）

（仮称）ゲストイン京都新築計画について

（仮称）ゲストイン京都新築計画について、事務局から内容を説明後、審議に入る。

（説明要旨）

ラブホテル建築等規制条例に基づき、旅館の新築について同意申請があったため、この計画がラブホテルに該当するかどうかの判断をお願いしたい。

【質疑応答】

（委員）

西山天王山駅周辺に宿泊施設が出来ることは特に問題ないと思うが、急に3階建の大きな建物が建つことに対する違和感が最初はあるかもしれない。

（委員）

風営法に関して言えば、京都府下では新たにラブホテルを建てられるような場所はない。そこで問題になるのが、いわゆる偽装ラブホテルということかと思うが、図面を見る限りラブホテルの営業をするためのものではないと思う。

サントリーの工場や大山崎を観光される方の利便性も向上するので、いいのではないかと思う。

（委員）

資料を見る限りラブホテルではないと思うが、泊まる方が日本人だけではないと思うので、近隣の方とのトラブルが起こらないかということが少し気になる。

(委員)

申請者を良く知っているが、市内に宿泊施設がほとんどないので、このような施設ができることは大変嬉しい。

資料を見る限りラブホテルではないと思うし、茶室や蔵バーなど日本文化を理解できるような要素もあると思う。

(会長)

条例別表 1 の要件の(4)ですが、「客が使用できる会議室若しくは集会室または宴会に使用できる大広間若しくは宴会場」というものが、ダイニングとキッチンにあてあがわれていることをどう考えるか。意見をいただきたい。

(委員)

ダイニングの部分は宴会場で、キッチンはそれに付属する厨房と解釈できると思う。特に今回の計画では、宿泊客が自由に利用できることから、キッチンの部分も宴会場に含めてよいと思う。

(委員)

このダイニングで食事の提供はあるのか。

(事務局)

朝食はセルフサービス、昼食と夕食は外で食べてくるか仕出し弁当を取ることを想定しています。

(会長)

それでは改めて、条例別表 1 の要件の(4)は、ダイニングとキッチンで満たしているとみなしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ラブホテルに該当しないという判断をする場合に、何か条件を付すべきだという意見はありませんか。

(委員)

条件は特に見当たらないのではないかと。

旅館業法に基づく申請はまだ出ていないが、保健衛生上も、根本的な問題はないと思っている。

(委員)

皆さんにいろいろ必要な観点を見ていただいたので、これ以上意見はないが、せっかく新駅ができたので、その周辺ににぎわいにつながるものが出来るということは好ましいと思っている。

(会長)

意見も出尽くしたようですので、当審議会としてはこの計画がラブホテルには該当しないと判断し、特に条件を付す必要もない旨答申してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、この計画はラブホテルには該当しない旨答申する事とします。

4.閉会